

第7 環境用語の説明

1 愛鳥週間 (バードウィーク)

毎年、5月10日からの1週間。この期間は、ちょうど野鳥の繁殖の時期にあたるため、この週間行事を通じて野鳥に対する愛鳥の精神を普及しようとするものである。

愛鳥週間には、「全国野鳥保護のつどい」をはじめ各地でいろいろな行事が開催される。本県でも、小学校6年生によるツバメの県下一斉生息調査や探鳥会など多彩な行事を開催している。

2 赤 潮

海中のプランクトンが異常に増え海水が赤く変色する現象で、発生のメカニズムは完全に究明されていないが、海洋沿岸や河川の注ぐ湾内で、雨天後に強い日射と海面の静かな日が続くときに発生しやすい。海水中の窒素、磷等の栄養塩類濃度、自然条件の諸要因が相互に関連して発生すると考えられている。

3 アメニティ

アメニティ (amenity) ということばは、英国の識者によると、“適切なものが適切どころにあること、(The right thing in the right place) と定義されている。

もっと分かりやすく言えば、私たちの生活環境を構成する自然や施設、歴史的・文化的伝統などが互いに他を活かし合うようにバランスがとれ、その中で生活する私たち人間との間に真の調和が保たれている場合に生ずる好ましい感覚をアメニティという。

4 上乘せ基準

ばい煙又は排出水の排出の規制に関して、全国一律の排出基準又は排水基準に代えて適用するものとして、都道府県が条例で定めるより厳しい排出基準又は排水基準をいう。

5 エコビジネス

環境保全の多様化と空間的拡大に対応して、環境保全に積極的に関わって

いくビジネスをいう。従来からの公害防止製造業や廃棄物処理業に加え、環境調査、コンサルティングなど新しいビジネスが生まれている。

6 エコマネー

エコマネーは、環境、福祉、コミュニティ、教育、文化などに関する多様な価値を多様なままで評価し、媒介するためのマネーをいう。

7 オゾン層の破壊

地球をとりまくオゾン層は、太陽光に含まれる有害な紫外線を吸収し、生物を守っているが、このオゾン層がフロン等のオゾン層破壊物質により破壊され、地上に到達する有害な紫外線が増加し、人の健康や生態系などに悪影響が生じる恐れがある。

オゾン層保護対策は、国際的には、「モントリオール議定書」に基づくオゾン層破壊物質の生産量及び消費量の削減が行われており、我が国でも、「オゾン層保護法」に基づく生産規制等が行われている。また、13年6月には、業務用冷凍空調機器及びカーエアコンからの冷媒用フロンの回収及び破壊を義務付けた、「フロン改修破壊法」が制定された。

8 汚濁負荷量

硫酸化合物、BOD等の汚濁物質が大気や水などの環境に影響を及ぼす量のことをいい、一定期間における汚濁物質の濃度とこれを含む排出ガス量や排水量等との積で表される。(例えばg/日)

9 環境影響評価 (環境アセスメント)

各種開発事業の実施に先立ち、それが大気、水質、生物等環境に及ぼす影響について事前に調査、予測、評価を行うとともに、環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における事業の環境に及ぼす影響を総合的に評価する。

10 環境会計

従来、企業の財務分析の中に反映されにくかった環境保全に関する投資及び経費とその効果を正確に把握するための仕組みである。企業にとっては自社の環境保全の取り組みを定量的に示し、事業活動の環境保全の費用効果を向上させることが可能となる。

11 環境税（炭素税）

炭素税は二酸化炭素の排出に対する課徴金制度であり、環境税は二酸化炭素排出も含めて、もう少し広義な意味で環境に負荷を与えるもの（環境の利用者）に対する課徴金制度をいう。

12 環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいい（富山県環境基本条例第2条第1項）、工場からの排ガスや排水はもとより、家庭からの生活排水やごみの排出、自動車の排ガス等通常の事業活動や日常生活のあらゆるところで環境への負荷が生じている。

13 環境報告書

企業等が環境保全への取組みの状況を社会に公表するため、環境保全に関する方針、環境負荷の低減に向けた取組、環境マネジメントに関する状況（環境マネジメントシステム、環境会計その他）等について取りまとめたものをいう。

14 環境ホルモン

環境ホルモン（外因性内分泌かく乱化学物質）とは、動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質を意味し、環境ホルモンによる環境汚染により、人や野生生物に生殖機能障害や悪性腫瘍等を引き起こす可能性が懸念されている。

15 環境リスク

人の活動によって環境に加えられる負荷が環境中の経路を通じ、環境の保全上の支障を生じさせるおそれを環境リスクといい、人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性（おそれ）を示す概念である。人の健康や生態系への影響を未然に防止していくにあたっては、環境リスクの要因が持つ便益と環境リスクの大きさを比較、分析することにより、環境リスクを管理していくことが重要である。

16 休 獵 区

狩猟鳥獣の増殖を図るため狩猟行為が禁止される区域で、3年を限度として、狩猟者に解除される区域である。

17 京都議定書

1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において採択されたもので、先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、国際的に協調して数値目標を達成するための制度として、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの仕組みが合意された。

日本においては、2008年から2012年までの間の温室効果ガス排出量を1990年レベルと比べて6%削減することが義務づけられた。

18 グリーン購入

環境への負荷ができるだけ少ない商品やサービスを率先して購入することをいう。

19 グリーン・ツーリズム

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動のこと。

20 クローズドシステム

排水、廃棄物等を工場外に出さずに、工場内で循環し、回収する閉鎖系をいう。

21 公園街道

県民公園を結ぶ幹線歩道として整備されているもの。起点は県民公園太閤山ランド、終点は頼成の森、延長19.3km、平均幅員は1.2mである。県民公園地域内の雑木林の中をいく、昔からの山道、歴史を秘めた峠道、素朴な田園の中の道をできるだけそのまま生かして、レクリエーションや自然観察のために提供することを目的としている。

22 高山ハイデ

気象条件などの激しい高山にみられるツツジ科などの小低木群落をいう。県内では、県東部の高山帯の一部にみられる。

23 国民休養地

45年から実施されている事業であり、その目的は「自然との触れあいを回復するために、都市周辺の多様で豊かな自然に恵まれた県立自然公園内に自然との調和を図りながら健全な野外レクリエーションの場を整備するとともに、単に保養の場としてのみならず、積極的に自然に働きかけるという体験を通じて自然と人間との調和のあり方を会得し、郷土の自然を守り育てていこうとする意識を培う場として整備しようとするもの」である。施設整備については、都道府県が事業主体の場合に環境庁から事業費の補助が受けられる。

県内には、五箇山、あさひ、有峰湖の3休養地がある。

24 三次処理

排水処理について、通常の活性汚泥処理などを二次処理と言い、更に処理水の水質向上を図るために窒素やりんを除去する施設などを加えた処理を三次処理という。最近、BOD、CODの規制強化や窒素、りんの除去、処理水の再利用の面から設置されてきている。

25 酸性雨

主として化石燃料の燃焼により生ずる硫黄酸化物や窒素酸化物等から生成した硫酸や硝酸が取り込まれ、酸性の度合いが強くなった（pHが5.6以下のものを酸性雨という。

また、粒子状（エアロゾル）やガス状の酸の沈着も併せて酸性雨ということもある。

26 三点比較式臭袋法

臭を数量化する方法の一つで、人の嗅覚により評価する官能試験である。パネルの臭判別可能な希釈倍数から臭気濃度を求める方法である。

27 自然博物館

県民に、自然に関する学習の場を提供することを目的として婦中町に設置された県民公園のひとつで、この中には(財)富山県民福祉公園の設置する自然博物館センターの展示館等の施設がある。

28 自然保護憲章

自然保護の国民的指標として、49年6月5日、我が国の全国的組織体149団体で組織する自然保護憲章制定国民会議が制定した全国民的な憲章であり、その大要は次のとおりである。

- 1 自然をとつとび、自然を愛し、自然に親しもう。
- 2 自然に学び、自然の調和をそこなわないようにしよう。
- 3 美しい自然、大切な自然を永く子孫に伝えよう。

29 循環資源

廃棄物等につき、その有用性に着目して資源として捉えなおした概念である。循環型社会形成推進基本法では、このような循環資源について循環的な利用（再利用、再生利用、熱回収）を図るべき旨を規定している。

30 植生自然度

自然は、人為の影響を受ける度合によって、自然性の高いものも低いものもある。高山植物群落や極相林のように人間の手の加わっていないものを10及び9とし、緑のほとんどない住宅地や造成地を1、その中間に二次林、植林地、農耕地等をランクし、10段階で表示する。

31 森林浴

森の中に入ると、樹木特有のすがすがしい香りが漂ってくる。森林浴とは、この森林の香気、精気を浴びて心身をいやすことである。

32 生物多様性

地球上には数えきれないほどの生物種が、場所に応じた相互の関係を築きながら、地球の環境を支えている。自然がつくりだしたこの多様な生物の世界を「生物多様性」という。生物多様性には生態系の多様性（世界の環境に応じて多様な生態系が存在すること）、種の多様性（生態系を支える様々な種が存在すること）、種内（遺伝的）の多様性（同じ種の中にも、集団や個体によって様々な違いがあること）の3つのレベルがある。

33 ゼロエミッション

国連大学で提唱した概念で、生産・流通工程から排出される廃棄物を別の産業の再生原料として利用するなど、全体として「廃棄物ゼロ」を目指すこ

とをいう。

34 潜在自然植生

何らかの形で人為的な影響を受けている地域で、今、人間の影響を一切停止したとき、その土地に生じると判定される自然植生をいう。

35 戦略的アセスメント

戦略的アセスメントは、個別の事業計画に枠組みを与えることになる政策や上位計画の段階において、環境への影響を評価・把握し、環境への配慮が十分に行われることを確保するための手続きをいう。

36 総量規制

一定の地域内の汚染（濁）物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、工場等に対し汚染（濁）物質許容排出量を配分し、この量をもって規制する方法をいう。大気汚染、水質汚濁に係る従来の規制方式は、工場等の排出ガスや排出水に含まれる汚染（濁）物質の濃度のみを対象としていたが、この濃度規制では地域の望ましい環境を維持達成することが困難な場合に、その解決手段としての総量規制が導入されている。

37 代償植生

太古から人類は新林の伐採や農地の開墾、道路や住宅の整備など、自然に対し人為的インパクトを加えてきた。このため、わたしたちの周りにみられる現在の植生の多くはその代償としてうまれたものであり、この植生を代償植生という。

38 地球温暖化

地表から放射された熱を吸収し、再び地表に放射して温度を上昇させる効果をもつ二酸化炭素、メタン等の温室効果ガスが、近年の人間活動の拡大に伴って大量に排出されることによりおきるといわれている。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の報告によると、平均気温は20世紀中に $0.6 \pm 0.2^{\circ}\text{C}$ 上昇しており、また、1990年から2100年までに $1.4 \sim 5.8^{\circ}\text{C}$ 上昇すると予測されている。

地球温暖化による、海面水位の上昇、異常気象の頻発化、健康、生態系、食糧生産への悪影響が懸念されている。

39 鳥獣保護区

野生鳥獣の保護増殖を図るための区域で、捕獲行為が禁止されている。鳥獣保護区内に設けられる特別保護地区では野生動物の生息に影響を及ぼす行為は許可が必要である。

40 低公害車

大気汚染物質である窒素酸化物や粒子状物質等及び温室効果ガスである二酸化炭素の排出が少なく、従来の自動車よりも環境への負担が少ない自動車の総称で、13年7月に国が策定した「低公害車開発普及アクションプラン」では、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び低燃費かつ低排出ガス認定車が低公害車として位置付けられた。

41 適正揚水量

塩水化の進行や大幅な地下水位の低下等の地下水障害を生じさせない揚水量で、かつ、地域の特性や住民の意向などの社会的条件を考慮した量である。

42 デシベル

騒音の大きさを表す単位として用いられる。これを日常生活における音と対比してみると、「ささやき声、木の葉のふれあう音」で20デシベル程度、「静かな事務所」で50デシベル程度、「国電の中」で80デシベル程度、「ジェット機の音」は120デシベル程度で、130デシベルを超えると耳に痛みを感じる。

43 ナチュラリスト

本来は、博物学者という意味であるが、富山県のナチュラリストは自然環境等についての知識を持ち、富山県知事が認定した人たちで、4月下旬から11月上旬の間県内5か所の自然公園等に駐在して利用者に自然解説を行っている。

44 ばい煙

硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質の総称である。ばいじんとは、ボイラーや電気炉等から発生するすすや固体粒子をいい、有害物質とは、物の燃焼、合成、分解等に伴って発生するカドミウム、塩素、ふっ素、鉛、窒素酸化物等の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質をいう。

45 バードマスター（野鳥観察指導員）

バードマスターは、野鳥の識別及び生態並びに鳥類学等の知識を持ち、富山県知事が認定した人たちで、富山新港臨海野鳥園での野鳥解説や、県、市町村及びその他団体が実施する探鳥会、講習会などの指導にあたっている。

46 ビオトープ

本来、生物が生息する空間という意味であるが、生物学的には、特定の生物群が、生息できるような環境条件を備えた限られた地域と定義している。

47 ビジターセンター

ビジターセンター（博物展示施設）は、国立公園や国定公園等の利用者に対し、その公園の自然や人文についてパネル、ジオラマや映像装置などによってわかりやすく展示解説するとともに、利用指導や案内を行い、自然保護思想の高揚を図るための中心的施設である。

48 富栄養化

海洋や湖沼で栄養塩類（窒素、りん等）の少ないところは、プランクトンが少なく透明度も大きい。このような状態を貧栄養状態であるという。これに対し、栄養塩類が多いところでは、プランクトンが多く透明度が小さい。このような状態を富栄養状態であるという。有機物による水質汚濁その他の影響で、貧栄養状態から富栄養状態へと変化する現象を富栄養化という。

49 名 水

環境庁の「名水百選」及び本県の「とやまの名水」では、「きれいな水で、古くから生活用水などに使用され、大切にされてきたもの」、「いわゆる名水として故事来歴のあるもの」、「その他、特に自然性が豊かであり、優良な水環境として後世に残したいもの」を名水として選定している。本県では、名水百選に4か所、とやまの名水に55か所選定されている。

50 野鳥の園

野鳥の保護を図るとともに、県民に自然探勝の場を提供することを目的として設置された県民公園のひとつで、富山市三ノ熊地内の古洞池地区のほか婦中町高塚地内の国設1級鳥類観測ステーション地区がある。

51 有害大気汚染物質

継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるものをいう。

大気汚染防止法では、有害大気汚染物質対策の推進を規定しており、これらの物質のうち、優先的に取組むべき物質として、ベンゼン等の22物質（9年4月現在）が定められている。

52 有機塩素化合物

化学組成の中に塩素を含んでいる有機化合物。代表的なトリクロロエチレンやテトラクロロエチレンは、溶解性や脱脂力に富んでいるため、金属部品等の脱脂洗浄剤やドライクリーニングの溶剤として使われており、不適切に使用すると地下水や大気の汚染を招く。

53 要監視項目

人の健康の保護に関連する水質汚濁物質のうち、現時点では直ちに環境基準項目とせず、継続して水質測定を行うことが必要な物質として、クロロホルム、トルエン、キシレン等の25物質が定められている。

54 レッドデータブック

レッドリストに掲載された種について生息状況等を取りまとめ編さんしたもの。

環境庁では、動物のレッドデータブックの見直し及び植物のレッドデータブックの作成作業を進めている。

55 レッドリスト

日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト

生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し選定したもので、絶滅のおそれのある野生生物の保護を進めていくための基礎的な資料として広く活用されることを目的とするもの。

56 労働衛生許容濃度

職場において、労働者の健康障害を予防するための手引として用いられる値である。日本をはじめロシア、アメリカ等世界各国で、生体作用等を総合的に検討して定められている。

57 BOD (生物化学的酸素要求量—Biochemical Oxygen Demand)

BODは、水中の汚濁物質(有機物)が微生物によって酸化分解され、無機化、ガス化するときに必要とされる酸素量をもって表し、環境基準では河川の汚濁指標として採用されている。

58 COD (化学的酸素要求量—Chemical Oxygen Demand)

CODは、水中の汚濁物質(主として有機物)を酸化剤で化学的に酸化するときに消費される酸素量をもって表し、環境基準では海域及び湖沼の汚濁指標として採用されている。

59 DO (溶存酸素量—Dissolved Oxygen)

水に溶けている酸素のことをいう。河川等の水質が有機物で汚濁されると、この有機物を分解するため水中の微生物が溶存酸素を消費し、この結果、溶存酸素が不足して魚介類に影響を及ぼす。さらに、この有機物の分解が早く進行すると、酸素の欠乏とともに嫌気性の分解が起こり、有害ガスを発生して水質は著しく悪化する。

60 M S D S

Material Safety Data Sheet (化学物質等安全データシート)の略称

M S D S制度は、事業者間で化学物質の取引を行う際、当該化学物質の性状及び取扱いに関する情報(化学物質等安全データシート:M S D S)を提供することを義務づける仕組み。わが国におけるM S D S制度は、化学物質排出把握管理促進法に基づき、13年1月から実施されている。

61 N O W P A P (北西太平洋地域海行動計画)

NorthWest Pacific Action Plan の略称

複数の国で共有される海域について、海洋環境保全に関して関係国の協調による行動を推進するための「地域海行動計画」がU N E P主導の海洋環境保全のための環境協力として進められている。北西太平洋地域海行動計画(N O W P A P)は、14ある地域海計画の1つで、日本海及び黄海を対象とするものであり、1994年9月の第1回政府間会合において、日本、中国、韓国及びロシアの4か国により採択された。本計画に基づき、対象海域の海洋保全に関するデータベース及び情報管理システムの構築など7つのプロジェクトが進

められている。また、特殊モニタリングシステム及び沿岸環境評価に関する地域活動センター（CEA-RAC*）として(財)環日本海環境協力センターが指定されている。* p.151参照

62 PFI

Private Finance Initiativeの略

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して行う新しい手法をいう。

63 ppm (Parts Per Million)

ごく微量の物質の濃度や含有率を表すのに使われ、%が100分の1をいうのに対し、ppmは100万分の1を意味する。例えば、空気1 m³中に1 cm³の物質が含まれているような場合、あるいは水1 kg（約1 ℓ）中に1 mgの物質が溶解しているような場合、この物質の濃度を1 ppmという。ppmより微量の濃度を表す場合には、ppb（10億分の1）も用いられる。

64 ppmC

炭化水素はメタン、エタン、プロパンなど種類が多いので、全体の濃度を表す場合炭素数1のメタンに換算した値を使用し、その値をppmで表したときに用いられる。

65 PPP (汚染者負担の原則—Polluter Pays Principle)

環境汚染防止のコスト（費用）は、汚染者が負担し支払うべきであるとする考え方である。

66 SS (浮遊物質量—Suspended Solid)

粒径2 mm以下の水に溶けない懸濁性の物質をいう。水の濁りの原因となるもので魚類のエラをふさいでへい死させたり、日光の透過を妨げることによって水生植物の光合成作用を妨害するなどの有害作用がある。また、有機性浮遊物質の場合は河床に堆積して腐敗するため、底質を悪化させる。

67 UNEP (国連環境計画)

United Nations Environment Programme の略称

1972年6月ストックホルムで開催された国連人間環境会議で採択された「人間環境宣言」及び「環境国際行動計画」を実施に移すための機関として、同

年の国連総会決議に基づき設立された機関。同機関は、既存の国連機関が行っている環境に関する諸活動を総合的に調整管理するとともに、国連諸機関が着手していない環境問題に関して、国際協力を推進していくことを目的としている。

68 WECPNL (うるささ指数)

航空機騒音のうるささを表わす指数として用いられる。これは、1日の航空機騒音レベルの平均と時間帯ごとに重みづけされた飛行回数から算定され、航空機の総騒音量を評価する単位である。